

台風19号の被災者の医療について(その1)

【発行】長野県保険医協会

〒380-0928 長野市若里1-5-26 TEL:026-226-0086 FAX:026-226-8698

10月12日に最接近した台風19号で被害にあわれた皆さまには心よりお見舞い申し上げます。また、各院所では被害にあわれた患者さんの診療に当たられていることと存じます。被災者の方も、医療機関で保険診療を受ける際には保険証を提示いただくことが原則となりますが、台風19号に伴う災害について、保険証を紛失または自宅に残したまま避難しているなどの理由により、受診時に保険証を提示できない場合についての事務連絡が厚労省から出されましたので、取り急ぎお知らせいたします。

保険証を提示できない場合の取扱いについて

以下の事項を確認すれば、保険診療が可能です。

1. 氏名2. 生年月日3. 連絡先（電話番号）4. 加入している医療保険者が分かる情報① 被用者保険の場合：事業所名② 国民健康保険の場合：住所と組合名③ 後期高齢者医療制度の場合：住所

※ 院外処方せんを交付する場合も、上記の確認事項を処方せんに記載して交付します。

※ 保険請求の際には、保険医療機関において、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載した上でレセプト請求しますが、それでも保険者を特定できないものについては、上記の確認事項をレセプトに記載して、支払基金または国保連合会に提出することができます。

公費負担医療の取扱いについて

公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは家庭に残して避難している等で受給者証等を提示できない場合は、各制度の対象者であることの申し出を受けて、氏名、生年月日、住所等を確認することにより公費負担扱いで診療できます。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも診療できます。

確認した内容はカルテに記録しておきます。